

○平群町総合文化センター設置及び管理に関する条例

令和元年9月30日
条例第32号

(目的及び設置)

第1条 町民の交流及び活動の場を提供するとともに、文化活動及び学習支援の推進並びに人権啓発の推進を図るため、平群町総合文化センター(以下「総合文化センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 総合文化センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 平群町総合文化センター

位置 平群町吉新3丁目1番34号

(施設の構成)

第3条 総合文化センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) [平群町公民館設置及び管理に関する条例\(昭和24年11月平群村条例第2号\)](#)に規定する平群町中央公民館
- (2) [平群町人権交流センター設置条例\(平成16年12月平群町条例第22号\)](#)に規定する平群町人権交流センター
- (3) [平群町立図書館設置及び管理に関する条例\(平成17年10月平群町条例第34号\)](#)に規定する平群町立図書館

(管理)

第4条 総合文化センターは、平群町教育委員会(以下「委員会」という。)がこれを管理する。ただし、[前条各号](#)に掲げる施設の管理については、[当該各号](#)に定める条例によるものとする。

(指定管理者による管理)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、[地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第244条の2第3項](#)の規定により、総合文化センター(平群町人権交流センター及び平群町立図書館の部分を除く。)の管理を[同項](#)に規定する指定管理者に行わせることができる。

(職員)

第6条 総合文化センターに所長、その他必要な職員を置く。

(使用許可)

第7条 総合文化センターを使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、又同様とする。

2 委員会は、[前項](#)の許可に際し、総合文化センターの管理上必要な範囲で条件を付すことができる。

(使用料)

第8条 使用者は使用許可を受ける際に[別表](#)に定める使用料を納付しなければならない。

2 生駒市に住所を有する者が使用する場合は、[別表](#)に定める町内の使用料金を適用する。

3 町長は、特に必要があると認めるときは、[第1項](#)の使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は還付しない。ただし、町長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(原状回復義務)

第10条 使用者は、施設の使用を終了したとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちにその使用した場所を原状に回復しなければならない。

(損害の賠償)

第11条 使用者は、使用に際し、その責めに帰すべき事由により建物、設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、[次項](#)の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 次に掲げる準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(1) [第7条](#)の規定による使用許可

(2) その他この条例を施行するために必要な準備行為

附 則(令和2年3月19日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月2日条例第7号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

1 諸室使用料

室名	使用料金(円)
----	---------

		9時～13時	13時～17時	17時～21時	9時～17時	13時～21時	9時～21時
くまがしホール	町内	10,000	10,000	10,000	15,000	15,000	20,000
	町外	13,000	13,000	13,000	20,000	20,000	26,000
中会議室1	町内	1,900	1,900	1,900	2,800	2,800	3,800
	町外	2,500	2,500	2,500	3,600	3,600	4,900
中会議室2	町内	1,800	1,800	1,800	2,700	2,700	3,600
	町外	2,300	2,300	2,300	3,500	3,500	4,700
和室	町内	1,500	1,500	1,500	2,300	2,300	3,000
	町外	2,000	2,000	2,000	3,000	3,000	3,900
中会議室3	町内	2,700	2,700	2,700	4,000	4,000	5,400
	町外	3,500	3,500	3,500	5,200	5,200	7,000
研修室1A	町内	1,400	1,400	1,400	2,100	2,100	2,800
	町外	1,900	1,900	1,900	2,800	2,800	3,700
研修室1B	町内	1,800	1,800	1,800	2,700	2,700	3,600
	町外	2,300	2,300	2,300	3,400	3,400	4,600
研修室2A	町内	1,100	1,100	1,100	1,600	1,600	2,200
	町外	1,500	1,500	1,500	2,300	2,300	3,000
研修室2B	町内	1,700	1,700	1,700	2,600	2,600	3,400
	町外	2,100	2,100	2,100	3,200	3,200	4,300
小会議室	町内	1,200	1,200	1,200	1,800	1,800	2,400
	町外	1,600	1,600	1,600	2,300	2,300	3,100

備考

- くまがしホールに限り、冷暖房を使用した場合においては、冷暖房費として使用料の100分の10に相当する額を徴収するものとする。
- 設備及びその使用料 規則で定める設備などについて当該規則で定める額